



様式第10号（第10条関係）

令和3年2月1日

審査結果報告書

新城市議会議長 鈴木達雄 様

新城市議会議員政治倫理審査会

委員長 佐宗 龍俊

印

令和2年6月1日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

| | |
|-------------------|---|
| 審査の請求の対象となった議員の氏名 | 柴田賢治郎議員 |
| 審査又は調査すべき事案の内容 | 新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1号に反する行為の有無 （新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号） |
| 審査を請求した理由 | 下記の理由において、条例第4条第1号に反すると判断したため。 （1）平成30年4月12、13日滋賀県大津市で行われた第1回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。 （2）研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。 （3）車で行ったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。 |

| | |
|------------------|---|
| <p>審 査 の 結 果</p> | <p>審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。</p> <p>よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずるべき措置の意見は付記しない。</p> <p>理由</p> <p>本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。</p> <p>(1) 審査請求者への意見聴取</p> <p>令和2年12月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。</p> <p>(2) 対象議員への意見聴取</p> <p>令和2年12月16日に、対象議員5名の申し出による弁明の聴取及び事実確認のための意見聴取を行った。</p> <p>この際の、質疑応答の内容、また弁明書類により、審査を請求した理由について次のとおり確認した。</p> <p>(1) 交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。</p> <p>については、車利用の場合、事前事後に書面で議長に報告をするべきであると考え。交通費を請求する意思がなかったためとの回答であったが、この点が問題であったと考える。これについては、市民の疑惑を招く行為とは言えないと判断した。</p> <p>なお、当該研修は市町村議会議員研修である。当時の慣例では、議長を通じて申し込む研修であるため、別に旅行届出を必要としない研修であったと認識し、問題にしないと判断した。</p> <p>(2) 交通手段が車であったこと、観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みがあったことが、市民に不信感を抱かせた。</p> <p>については、公共交通機関を使って行くべき研修であったと考える。車利用が不信感のきっかけではあるが、事前事後の報告不備が問題の本質であり「交通手段が車</p> |
|------------------|---|

| | |
|---------------|--|
| | <p>であったことが、市民に不信感を抱かせた」とは言えないと判断した。</p> <p>フェイスブックの書き込みは、長田共永議員のものであることが確認できた。その内容に、一部の市民が不信感を抱いたことは事実かもしれないが、言論の自由や表現の自由を規制するべきではなく、問題ではないと判断した。</p> <p>(3) 車で行ったにもかかわらず、公共交通機関として交通費を精算した行為と、収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言。</p> <p>については、議員から議会事務局に提出された収支報告書に交通費の記載は無く、これまでの慣例で議会事務局が公共交通機関で計算をし、交通費を追記したことが確認できた。議会事務局から議員への書面による最終確認が行われなかったことも事実であり、毎年行われていたこの作業が行われていれば、防げた可能性は高く、意図的な不正ではなく、事務上の間違いであったと判断した。</p> <p>しかし、あくまでも収支報告書は議員の責任で作成すべきであり、自ら最終確認をすることが責務であるにもかかわらず、本人及び「議会事務局のミス」という趣旨の発言をした村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、自らの責任を議会事務局に転嫁する意識があったものと考えられ、議員としての責任感と倫理観が欠如していると判断した。</p> <p>条例第7条第1項の規定による審査の結果、報告書の不備や議員としての倫理観の欠如があったことは否定できないものの、同条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反するまでの重篤な事実認められないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p> |
| <p>審査会の意見</p> | <p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 車利用の報告について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあ</p> |

たらないと判断したが、疑惑が生じた原因は、車利用の必要性を、事前にも事後にも報告しなかったことが元にある。この点について対象議員5名には議長から、反省を促す必要がある。

(2) 責任転嫁の発言について

「事務局のミス」と発言した村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、自身の言動を責任転嫁すること自体、議員として相応しくない態度であることから、議員としての責任感と倫理観について自覚させるよう、議長からの注意を求める。

(3) 政務活動費の運用方法について

本審査において、「政務活動費を使う研修と、政務活動費を使わない行程が混在する計画を立てること」の是非や、「研修参加費は政務活動費として精算し、交通費は精算しないこと」の是非も議論された。このことは、運用指針や議員の共通認識の差異から、「現状では、やってはいけないとは言えない」と判断したが、疑義が生じる原因になり得るので、議会としてその是非を明確にしておくべきである。

(4) 議員の責務の実行について

条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。

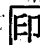


様式第10号（第10条関係）

令和3年2月1日

審査結果報告書

新城市議会議長 鈴木達雄 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 佐宗 龍俊 

令和2年6月1日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

| | |
|-------------------|---|
| 審査の請求の対象となった議員の氏名 | 村田康助議員 |
| 審査又は調査すべき事案の内容 | 新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1号に反する行為の有無 （新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号） |
| 審査を請求した理由 | 下記の理由において、条例第4条第1号に反すると判断したため。 （1）平成30年4月12、13日滋賀県大津市で行われた第1回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。 （2）研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。 （3）車で行ったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。 |

審 査 の 結 果

審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。

よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずるべき措置の意見は付記しない。

理由

本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。

(1) 審査請求者への意見聴取

令和2年12月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。

(2) 対象議員への意見聴取

令和2年12月16日に、対象議員5名の申し出による弁明の聴取及び事実確認のための意見聴取を行った。

この際の、質疑応答の内容、また弁明書類により、審査を請求した理由について次のとおり確認した。

(1) 交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。

については、車利用の場合、事前事後に書面で議長に報告をするべきであると考え、交通費を請求する意思がなかったためとの回答であったが、この点が問題であったと考える。これについては、市民の疑惑を招く行為とは言えないと判断した。

なお、当該研修は市町村議会議員研修である。当時の慣例では、議長を通じて申し込む研修であるため、別に旅行届出を必要としない研修であったと認識し、問題にしないと判断した。

(2) 交通手段が車であったこと、観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みがあったことが、市民に不信感を抱かせた。

については、公共交通機関を使って行くべき研修であったと考える。車利用が不信感のきっかけではあるが、事前事後の報告不備が問題の本質であり「交通手段が車

| | |
|---------------|--|
| | <p>であったことが、市民に不信感を抱かせた」とは言えないと判断した。</p> <p>フェイスブックの書き込みは、長田共永議員のものであることが確認できた。その内容に、一部の市民が不信感を抱いたことは事実かもしれないが、言論の自由や表現の自由を規制するべきではなく、問題ではないと判断した。</p> <p>(3) 車で行ったにもかかわらず、公共交通機関として交通費を精算した行為と、収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言。</p> <p>については、議員から議会事務局に提出された収支報告書に交通費の記載は無く、これまでの慣例で議会事務局が公共交通機関で計算をし、交通費を追記したことが確認できた。議会事務局から議員への書面による最終確認が行われなかったことも事実であり、毎年行われていたこの作業が行われていれば、防げた可能性は高く、意図的な不正ではなく、事務上の間違いであったと判断した。</p> <p>しかし、あくまでも収支報告書は議員の責任で作成すべきであり、自ら最終確認をすることが責務であるにもかかわらず、本人及び「議会事務局のミス」という趣旨の発言をした村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、自らの責任を議会事務局に転嫁する意識があったものと考えられ、議員としての責任感と倫理観が欠如していると判断した。</p> <p>条例第7条第1項の規定による審査の結果、報告書の不備や議員としての倫理観の欠如があったことは否定できないものの、同条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反するまでの重篤な事実認められないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p> |
| <p>審査会の意見</p> | <p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 車利用の報告について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあ</p> |

たらないと判断したが、疑惑が生じた原因は、車利用の必要性を、事前にも事後にも報告しなかったことが元にある。この点について対象議員5名には議長から、反省を促す必要がある。

(2) 責任転嫁の発言について

「事務局のミス」と発言した村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、自身の言動を責任転嫁すること自体、議員として相応しくない態度であることから、議員としての責任感と倫理観について自覚させるよう、議長からの注意を求める。

(3) 政務活動費の運用方法について

本審査において、「政務活動費を使う研修と、政務活動費を使わない行程が混在する計画を立てること」の是非や、「研修参加費は政務活動費として精算し、交通費は精算しないこと」の是非も議論された。このことは、運用指針や議員の共通認識の差異から、「現状では、やってはいけないとは言えない」と判断したが、疑義が生じる原因になり得るので、議会としてその是非を明確にしておくべきである。

(4) 議員の責務の実行について

条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。

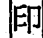


様式第10号（第10条関係）

令和3年2月1日

審査結果報告書

新城市議会議長 鈴木達雄 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 佐宗 龍俊 

令和2年6月1日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

| | |
|-------------------|---|
| 審査の請求の対象となった議員の氏名 | 下江洋行議員 |
| 審査又は調査すべき事案の内容 | 新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1号に反する行為の有無 （新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号） |
| 審査を請求した理由 | 下記の理由において、条例第4条第1号に反すると判断したため。 （1）平成30年4月12、13日滋賀県大津市で行われた第1回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。 （2）研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。 （3）車で行ったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。 |

審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。

よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずるべき措置の意見は付記しない。

理由

本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。

(1) 審査請求者への意見聴取

令和2年12月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。

(2) 対象議員への意見聴取

令和2年12月16日に、対象議員5名の申し出による弁明の聴取及び事実確認のための意見聴取を行った。

審査の結果

この際の、質疑応答の内容、また弁明書類により、審査を請求した理由について次のとおり確認した。

(1) 交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。

については、車利用の場合、事前事後に書面で議長に報告をするべきであると考え、交通費を請求する意思がなかったためとの回答であったが、この点が問題であったと考える。これについては、市民の疑惑を招く行為とは言えないと判断した。

なお、当該研修は市町村議会議員研修である。当時の慣例では、議長を通じて申し込む研修であるため、別に旅行届出を必要としない研修であったと認識し、問題にしないと判断した。

(2) 交通手段が車であったこと、観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みがあったことが、市民に不信感を抱かせた。

については、公共交通機関を使って行くべき研修であったと考える。車利用が不信感のきっかけではあるが、事前事後の報告不備が問題の本質であり「交通手段が車

| | |
|---------------|--|
| | <p>であったことが、市民に不信感を抱かせた」とは言えないと判断した。</p> <p>フェイスブックの書き込みは、長田共永議員のものであることが確認できた。その内容に、一部の市民が不信感を抱いたことは事実かもしれないが、言論の自由や表現の自由を規制するべきではなく、問題ではないと判断した。</p> <p>(3) 車で行ったにもかかわらず、公共交通機関として交通費を精算した行為と、収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言。</p> <p>については、議員から議会事務局に提出された収支報告書に交通費の記載は無く、これまでの慣例で議会事務局が公共交通機関で計算をし、交通費を追記したことが確認できた。議会事務局から議員への書面による最終確認が行われなかったことも事実であり、毎年行われていたこの作業が行われていれば、防げた可能性は高く、意図的な不正ではなく、事務上の間違いであったと判断した。</p> <p>しかし、あくまでも収支報告書は議員の責任で作成すべきであり、自ら最終確認をすることが責務であるにもかかわらず、本人及び「議会事務局のミス」という趣旨の発言をした村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、自らの責任を議会事務局に転嫁する意識があったものと考えられ、議員としての責任感と倫理観が欠如していると判断した。</p> <p>条例第7条第1項の規定による審査の結果、報告書の不備や議員としての倫理観の欠如があったことは否定できないものの、同条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反するまでの重篤な事実認められないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p> |
| <p>審査会の意見</p> | <p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 車利用の報告について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあ</p> |

たらないと判断したが、疑惑が生じた原因は、車利用の必要性を、事前にも事後にも報告しなかったことが元にある。この点について対象議員5名には議長から、反省を促す必要がある。

(2) 責任転嫁の発言について

「事務局のミス」と発言した村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、自身の言動を責任転嫁すること自体、議員として相応しくない態度であることから、議員としての責任感と倫理観について自覚させるよう、議長からの注意を求める。

(3) 政務活動費の運用方法について

本審査において、「政務活動費を使う研修と、政務活動費を使わない行程が混在する計画を立てること」の是非や、「研修参加費は政務活動費として精算し、交通費は精算しないこと」の是非も議論された。このことは、運用指針や議員の共通認識の差異から、「現状では、やってはいけないとは言えない」と判断したが、疑義が生じる原因になり得るので、議会としてその是非を明確にしておくべきである。

(4) 議員の責務の実行について

条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。

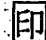


様式第10号 (第10条関係)

令和3年2月1日

審査結果報告書

新城市議会議長 鈴木達雄 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 佐宗 龍俊 

令和2年6月1日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

| | |
|-------------------|--|
| 審査の請求の対象となった議員の氏名 | 長田共永議員 |
| 審査又は調査すべき事案の内容 | 新城市議会議員政治倫理条例 (以下「条例」という。) 第4条第1号に反する行為の有無 (新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号) |
| 審査を請求した理由 | 下記の理由において、条例第4条第1号に反すると判断したため。 (1) 平成30年4月12、13日滋賀県大津市で行われた第1回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。 (2) 研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。 (3) 車で行ったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。 |

| | |
|------------------|--|
| <p>審 査 の 結 果</p> | <p>審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。</p> <p>よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずべき措置の意見は付記しない。</p> <p>理由</p> <p>本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。</p> <p>(1) 審査請求者への意見聴取</p> <p>令和2年12月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。</p> <p>(2) 対象議員への意見聴取</p> <p>令和2年12月16日に、対象議員5名の申し出による弁明の聴取及び事実確認のための意見聴取を行った。</p> <p>この際の、質疑応答の内容、また弁明書類により、審査を請求した理由について次のとおり確認した。</p> <p>(1) 交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。</p> <p>については、車利用の場合、事前事後に書面で議長に報告をするべきであると考え。交通費を請求する意思がなかったためとの回答であったが、この点が問題であったと考える。これについては、市民の疑惑を招く行為とは言えないと判断した。</p> <p>なお、当該研修は市町村議会議員研修である。当時の慣例では、議長を通じて申し込む研修であるため、別に旅行届出を必要としない研修であったと認識し、問題にしないと判断した。</p> <p>(2) 交通手段が車であったこと、観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みがあったことが、市民に不信感を抱かせた。</p> <p>については、公共交通機関を使って行くべき研修であったと考える。車利用が不信感のきっかけではあるが、事前事後の報告不備が問題の本質であり「交通手段が車</p> |
|------------------|--|

| | |
|---------------|--|
| | <p>であったことが、市民に不信感を抱かせた」とは言えないと判断した。</p> <p>フェイスブックの書き込みは、長田共永議員のものであることが確認できた。その内容に、一部の市民が不信感を抱いたことは事実かもしれないが、言論の自由や表現の自由を規制するべきではなく、問題ではないと判断した。</p> <p>(3) 車で行ったにもかかわらず、公共交通機関として交通費を精算した行為と、収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言。</p> <p>については、議員から議会事務局に提出された収支報告書に交通費の記載は無く、これまでの慣例で議会事務局が公共交通機関で計算をし、交通費を追記したことが確認できた。議会事務局から議員への書面による最終確認が行われなかったことも事実であり、毎年行われていたこの作業が行われていれば、防げた可能性は高く、意図的な不正ではなく、事務上の間違いであったと判断した。</p> <p>しかし、あくまでも収支報告書は議員の責任で作成すべきであり、自ら最終確認をすることが責務であるにもかかわらず、本人及び「議会事務局のミス」という趣旨の発言をした村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、自らの責任を議会事務局に転嫁する意識があったものと考えられ、議員としての責任感と倫理観が欠如していると判断した。</p> <p>条例第7条第1項の規定による審査の結果、報告書の不備や議員としての倫理観の欠如があったことは否定できないものの、同条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反するまでの重篤な事実認められないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p> |
| <p>審査会の意見</p> | <p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 車利用の報告について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあ</p> |

たらないと判断したが、疑惑が生じた原因は、車利用の必要性を、事前にも事後にも報告しなかったことが元にある。この点について対象議員5名には議長から、反省を促す必要がある。

(2) 責任転嫁の発言について

「事務局のミス」と発言した村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、自身の言動を責任転嫁すること自体、議員として相応しくない態度であることから、議員としての責任感と倫理観について自覚させるよう、議長からの注意を求める。

(3) 政務活動費の運用方法について

本審査において、「政務活動費を使う研修と、政務活動費を使わない行程が混在する計画を立てること」の是非や、「研修参加費は政務活動費として精算し、交通費は精算しないこと」の是非も議論された。このことは、運用指針や議員の共通認識の差異から、「現状では、やってはいけないとは言えない」と判断したが、疑義が生じる原因になり得るので、議会としてその是非を明確にしておくべきである。

(4) 議員の責務の実行について

条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。



様式第10号 (第10条関係)

令和3年2月1日

審査結果報告書

新城市議会議長 鈴木達雄 様

新城市議会議員政治倫理審査会

委員長 佐宗 龍俊



令和2年6月1日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

| | |
|-------------------|--|
| 審査の請求の対象となった議員の氏名 | 中西宏彰議員 |
| 審査又は調査すべき事案の内容 | 新城市議会議員政治倫理条例 (以下「条例」という。) 第4条第1号に反する行為の有無 (新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号) |
| 審査を請求した理由 | 下記の理由において、条例第4条第1号に反すると判断したため。 (1) 平成30年4月12、13日滋賀県大津市で行われた第1回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。 (2) 研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。 (3) 車で行ったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。 |

審 査 の 結 果

審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。

よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずるべき措置の意見は付記しない。

理由

本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。

(1) 審査請求者への意見聴取

令和2年12月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。

(2) 対象議員への意見聴取

令和2年12月16日に、対象議員5名の申し出による弁明の聴取及び事実確認のための意見聴取を行った。

この際の、質疑応答の内容、また弁明書類により、審査を請求した理由について次のとおり確認した。

(1) 交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。

については、車利用の場合、事前事後に書面で議長に報告をするべきであると考え、交通費を請求する意思がなかったためとの回答であったが、この点が問題であったと考える。これについては、市民の疑惑を招く行為とは言えないと判断した。

なお、当該研修は市町村議会議員研修である。当時の慣例では、議長を通じて申し込む研修であるため、別に旅行届出を必要としない研修であったと認識し、問題にしないと判断した。

(2) 交通手段が車であったこと、観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みがあったことが、市民に不信感を抱かせた。

については、公共交通機関を使って行くべき研修であったと考える。車利用が不信感のきっかけではあるが、事前事後の報告不備が問題の本質であり「交通手段が車

| | |
|---------------|--|
| | <p>であったことが、市民に不信感を抱かせた」とは言えないと判断した。</p> <p>フェイスブックの書き込みは、長田共永議員のものであることが確認できた。その内容に、一部の市民が不信感を抱いたことは事実かもしれないが、言論の自由や表現の自由を規制するべきではなく、問題ではないと判断した。</p> <p>(3) 車で行ったにもかかわらず、公共交通機関として交通費を精算した行為と、収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言。</p> <p>については、議員から議会事務局に提出された収支報告書に交通費の記載は無く、これまでの慣例で議会事務局が公共交通機関で計算をし、交通費を追記したことが確認できた。議会事務局から議員への書面による最終確認が行われなかったことも事実であり、毎年行われていたこの作業が行われていれば、防げた可能性は高く、意図的な不正ではなく、事務上の間違いであったと判断した。</p> <p>しかし、あくまでも収支報告書は議員の責任で作成すべきであり、自ら最終確認をすることが責務であるにもかかわらず、本人及び「議会事務局のミス」という趣旨の発言をした村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、自らの責任を議会事務局に転嫁する意識があったものと考えられ、議員としての責任感と倫理観が欠如していると判断した。</p> <p>条例第7条第1項の規定による審査の結果、報告書の不備や議員としての倫理観の欠如があったことは否定できないものの、同条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反するまでの重篤な事実とは認められないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p> |
| <p>審査会の意見</p> | <p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 車利用の報告について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあ</p> |

たらないと判断したが、疑惑が生じた原因は、車利用の必要性を、事前にも事後にも報告しなかったことが元にある。この点について対象議員5名には議長から、反省を促す必要がある。

(2) 責任転嫁の発言について

「事務局のミス」と発言した村田康助議員、中西宏彰議員の2名については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、自身の言動を責任転嫁すること自体、議員として相応しくない態度であることから、議員としての責任感と倫理観について自覚させるよう、議長からの注意を求める。

(3) 政務活動費の運用方法について

本審査において、「政務活動費を使う研修と、政務活動費を使わない行程が混在する計画を立てること」の是非や、「研修参加費は政務活動費として精算し、交通費は精算しないこと」の是非も議論された。このことは、運用指針や議員の共通認識の差異から、「現状では、やってはいけないとは言えない」と判断したが、疑義が生じる原因になり得るので、議会としてその是非を明確にしておくべきである。

(4) 議員の責務の実行について

条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。